

【2025年5月公募】JICA有期職制募集ポスター一覧

番号	勤務地	部署名・課名	雇用形態・格付	分野	業務概要	募集人数	最長契約期間
1	東京都	管理部債権管理第一課 (円借款担当)	期限付職員 3号	援助アプローチ/戦略/手法	(1) 円借款の貸付案件に関する事務 ①貸付案件申請書類(英語)の内容確認、システム登録 ②取引銀行やJICAの在外事務所との連絡・調整等 (2) 円借款の貸付契約に関する事務 ①貸付契約に関する契約文書案(英語)の内容確認、その他関連法務事項の検討 ②上記(2)①に係る関係各部との連絡・調整 (3) 上記業務に関連するセミナー・研修の実施 (4) その他、課の運営上生じる付帯業務(他部からの照会、作業依頼への対応、業務改善支援等)	1	期間の定めあり(2025年8月1日～2026年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
				一般事務・経理			
2	東京都	東南アジア・大洋州部 東南アジア第三課 (ベトナム担当)	期限付職員 3号	保健医療	(1) 担当国・分野の情報収集及び分析、事業戦略立案 (2) 協力プログラム及びプロジェクト形成に関する企画や調査の実施 (3) 有償資金協力(円借款)の発掘、形成、審査(効果や収益性の分析を含む) (4) 無償資金協力、技術協力、海外投融資等の案件形成、監理 (他部署が形成・監理する事業の支援含む) (5) 現地出張を通じた相手国政府・関係機関及び他援助機関等との協議、調整、調査 (6) 上記関係業務に関する当機構内外の調整、書類作成 (7) その他、要人の受入や招聘等を含め、JICAが協力事業を実施する上で必要な業務	1	期間の定めあり(2025年8月1日～2026年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年(更新回数1回)を上限とします。
				多岐にわたる分野			
3	東京都	経済開発部 農業・農村開発第五チーム (中東・北アフリカ担当)	期限付職員 3号	フードバリューチェーン	主に中東・北アフリカ地域(MENA)及び欧州における、農業・農村開発に関する以下の業務。 (1) 担当国における農業・農村開発分野の情報収集・分析・蓄積・発信等 (2) 担当国の技術協力(研修や留学生を含む)、資金協力に関する案件の実施監理(海外出張を含む)、広報等 (3) 担当国、担当業に関する、先方政府、日本政府、国際機関、大学、民間企業、その他関係者との連携促進 (4) 日・アフリカ農業イノベーションセンター(AFICAT)に関するHP作成等 (5) その他、経済開発部が実施する各種業務	1	期間の定めあり(2025年8月1日～2026年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で2027年4月31日まで(更新回数1回)を上限に更新
				灌漑			
4	東京都	国際協力調達部契約推進第二課	期限付職員 3号	多岐にわたる分野	(1) 国際協力プロジェクトにおけるコンサルタント等の調達業務 (2) 入札等選定業務・契約管理(調達方針の立案、コンサルタント選定、交渉、契約締結) (3) 調達プロセスの透明性・公正性を確保し、最適な調達戦略を実施 (4) 案件主管部、受注者等との関係構築およびパフォーマンス管理 (5) 国や国際機関等の調達ルールに準拠した調達プロセスの実施	1	期間の定めあり(2025年8月1日～2026年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
				一般事務・経理			
5	東京都	緒方貞子平和開発研究所総務課	期限付職員 3号	一般事務・経理	(1) 研究者による研究の実施、研修成果の発信、緒方研究所の業務実績のとりまとめ等に関する業務 (2) 緒方研究所の運営に関する文書管理関連事務、研究データの管理関連事務 (3) 緒方研究所の人員管理に関する事務 (4) その他緒方研究所運営関連業務(上記業務に付随する他部署との連絡調整、緒方研究所総務課内庶務的業務等)	1	期間の定めあり(2025年9月1日～2026年8月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年(更新回数1回)を上限とします。
				多岐にわたる分野			
6	香川県	四国センター業務課 (市民参加・開発教育・研修)	期限付職員 3号	多岐にわたる分野	(1) 市民参加協力事業の企画・実施・改善 (主に自治体、大学、NGO・市民社会組織(OSO)等との連携強化・共創促進、多文化共生関連事業の推進) (2) 開発教育支援事業の企画・実施・改善 (教師海外研修等の教員向け研修に関する業務、教育委員会・教育センター、大学等教育機関との連携強化) (3) 研修事業のうち、長期研修事業に関する業務。(地域理解プログラムを含む) (4) 上項の事業にかかる広報業務 (各種広報物の作成、HP/SNS用広報原稿の作成、メディア向け広報等)	1	期間の定めあり(2025年8月1日～2026年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
				多岐にわたる分野			
7	東京都	総務部 グローバル拠点戦略課 グローバル人事	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) 海外拠点の現地職員(ナショナルスタッフ)の人事・労務管理・育成の支援にかかる業務 (2) 現地職員(ナショナルスタッフ)の日本研修受入にかかる業務 (3) 海外拠点の現地職員(ナショナルスタッフ)の制度構築・見直し等にかかる業務 (4) 海外拠点の運営支援にかかる業務 (5) 海外拠点の体制、予算・人員配分の検討及び調整にかかる業務	1	期間の定めあり(2025年8月1日～2026年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年(更新回数1回)を上限とします。
				保健医療	JICAが派遣する専門家、ボランティア等の健康管理業務(派遣前、派遣後を含む) (1) 健康状態の把握 (2) 健康相談 (3) 医療情報の提供・助言 (4) 医薬品・診断書等の管理 (5) 医師・医療機関等との連絡調整 (6) 緊急移送業務 ※休日夜間対応のため、緊急携帯電話の所持を依頼予定 (7) 統計情報整理 (8) 関連文書の作成 (9) その他、安全管理部健康管理室の管理職が指示する事項		
8	東京都	JICA安全管理部 健康管理室 健康管理員(看護師)	専門嘱託4号	保健医療		1	期間の定めあり(2025年9月1日～2026年8月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年間(更新回数2回)を上限に更新可能とし
				一般事務・経理	(1) 無償資金協力事業にかかる各種契約(英・仏・西語)、請求書類等の確認及び支払い事務手続き (2) 無償資金の交付・支出等の記録及び実績管理 (3) 課の運営上生じる付帯業務(他部からの照会、作業依頼への対応、課内業務改善支援等) (4) その他、上長が命ずる業務(円借款関連業務を含む可能性がある。)		
9	東京都	管理部債権管理第一課 (無償資金協力)	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。	1	期間の定めあり(2025年8月1日～2026年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
				事業調整・南南・三角協力			
10	東京都	企画部 国際援助協調企画室 (援助協調)	専門嘱託3号	援助アプローチ/戦略/手法	(1) 国際機関(国連機関や国際金融機関)、先進国や新興国の開発援助パートナー機関、民間財団等との連携にかかる企画・立案及び調整(国際会議対応業務を含む) (2) 国際機関(国連機関や国際金融機関)、先進国や新興国の開発援助パートナー機関、民間財団等の動向についての情報収集と分析の取りまとめ (3) 国際的な開発課題(特に分野横断的課題)や上記関係業務に関する当機構内外との業務調整 (4) 室内の横断的業務やとりまとめ作業等	1	期間の定めあり(2025年8月1日～2026年7月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
				事業調整・南南・三角協力			

番号	勤務地	部署名・課名	雇用形態・格付	分野	業務概要	募集人数	最長契約期間
11	東京都	東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課 (フィリピン担当)	専門嘱託3号	防災	(1) 担当国、担当セクター（主に防災分野。他に教育、産業人材育成、気候変動等）の情報収集及び分析、事業戦略立案 (2) JICAの主に防災分野。他に教育、産業人材育成、気候変動等のプログラムやプロジェクト形成に関する企画や調査の実施 (3) 有償資金協力（円借款）の案件形成、審査 (4) 無償資金協力、技術協力案件等の形成、整理 (5) 現地出張を通じた相手国政府・関係機関及び他援助機関等との協議、調整、調査 (6) 上記関係業務に関する当機構内外との業務調整、書類作成 (7) その他、協力事業を実施するうえで必要な業務 (8) その他、東南アジア・大洋州部の他課が担当する案件の一部支援や、部横断的業務の支援	1	期間の定めあり（2025年8月1日～2026年7月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は、独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
				多岐にわたる分野			
12	東京都	南アジア部南アジア第二課 (アフガニスタン、パキスタン、ネパール担当)	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	JICA南アジア部南アジア第二課で、アフガニスタン、パキスタン、ネパールに関する以下の業務を行う。 (1) 担当国のセクター別情報収集及び分析、協力戦略立案 (2) JICAの協力プログラムや案件形成に関する企画や調査の実施 (3) 有償資金協力（円借款）、技術協力及び無償資金協力案件の形成、審査、監視 (4) 人材育成事業（研修、招へい、留学事業等）に関する各種調整 (5) 要人表敬の対応、現地出張における相手国政府、関係機関及び他援助機関等との調整 (6) 上記関連業務に関する当機構内外との調整、議事録や対処方針等の文書作成 (7) その他、協力事業を実施するうえで必要な業務	1	期間の定めあり（2025年8月1日～2026年7月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は、独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
				平和構築			
13	東京都	アフリカ部アフリカ第二課 (ウガンダ等担当)	専門嘱託3号	援助アプローチ/戦略/手法	(1) 担当国における協力の実施方針及びプログラムの作成 (2) 案件形成に関する各種業務（基礎情報収集調査、協力準備調査の計画・実施等） (3) JICA事業（技術協力、無償資金協力、有償資金協力）の実施方針や協力プログラム等の策定・取りまとめ (4) 有償資金協力案件の審査・実施監視 (5) 担当国に関する情報収集・分析、対外発信 (6) 途上国政府や日本政府、民間企業などJICA内外の関係者との上記業務に必要な協議・調整、各種情報収集・整理、事業実績管理等	1	期間の定めあり（2025年8月1日～2026年7月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は、独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
				多岐にわたる分野			
14	東京都	民間連携事業部 計画・連携企画課 (事業制度班)	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) JICA Bizに関する運営業務（具体的には、募集・選考の手続・プロセス管理、民間企業からの内訳や質問への対応、説明会での募集制度説明、JICA関係部署及び在外事務所との連絡・調整、企業間ネットワーク形成やJICA事業実施後のフォローアップにかかる業務等） (2) JICA Bizの効果向上に関する業務（具体的には、ビジネス化支援強化施策の検討、インパクト把握・インパクト投資との連携にむけた施策、広報、制度利用済み企業とのネットワーク化等） (3) JICA Bizに関する、実施監理業務及び審査業務（具体的には、案件の実施監理、企画書の審査補助など、各事業に関わる業務全般） (4) JICAと民間企業との共創推進に関する業務 (5) その他、民間連携業務を遂行する上で必要な業務（予算管理、広報、内外関係機関との調整等）。	1	期間の定めあり（2025年8月1日～2026年7月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は、独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
				民間セクター開発	(1) 民間企業や金融機関等からの内訳を含む新規候補案件の発掘・検討 (2) 海外投資案件組成に必要な関連資料の作成 (3) 候補案件に係る各種リスクの分析支援 (4) 出融資管理システムへの出融資情報登録 (5) その他、海外投資業務を遂行する上で必要な業務		
15	東京都	民間連携事業部海外投資第二課 (アソシエイト・インベス メント・オフィサー) 兼 海外投資第一課 兼 海外投資監理課	専門嘱託2号	民間セクター開発	(1) 民間企業や金融機関等からの内訳を含む新規候補案件の発掘・検討 (2) 海外投資案件組成に必要な関連資料の作成 (3) 候補案件に係る各種リスクの分析支援 (4) 出融資管理システムへの出融資情報登録 (5) その他、海外投資業務を遂行する上で必要な業務	1	期間の定めあり（2025年8月1日～2026年7月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は、独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
				多岐にわたる分野			
16	東京都	経済開発部 民間セクター開発グループ 第二チーム (民間セクター開発)	専門嘱託2号	民間セクター開発	(1) 企業の生産管理能力や経営能力等、企業競争力向上に関する協力案件の形成及び実施監理 (2) イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム構築支援に関する協力案件の形成及び実施監理 (3) 持続可能な観光開発に関する協力案件の形成及び実施監理 (4) 国際機関、学術機関、民間企業等、民間セクター開発に関する様々なパートナーとのネットワーク強化、情報収集・分析及び対外発信 (5) その他、民間セクター開発に関するJICA内外との総合調整	1	期間の定めあり（2025年8月1日～2026年7月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は、独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
				経済政策			
17	東京都	東京センター産業開発・公共政策課	専門嘱託3号	ガバナンス	(1) 研修計画策定にかかる諸業務（研修内容、日程、経費積算等） (2) 開発途上国からの研修員（以下、「研修員」）の募集、人選、受入実施にかかる諸業務 (3) 研修実施監理にかかる諸業務（移動、宿泊、講師・教材・配値方法等の手配・支払、委託契約管理、関係先との連絡、積算業務等） (4) 研修の実施、モニタリング・評価、分析にかかる諸業務（研修員へのオリエンテーション、講義・視察や（研修員が行う）アクションプラン作成等にかかるモニタリング、研修終了時の評価会（研修員による研修内容の評価）の実施、事後のモニタリングシートの作成、（受入関係者による）反省会の実施等） (5) 広報（Facebook、JICAホームページでの研修員の様子や活動紹介等） (6) その他（イレギュラーな事項への対応を含む。必要に応じて国内出張および海外出張あり）	1	期間の定めあり（2025年8月1日～2026年7月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は、独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
				民間セクター開発			
18	東京都	JICA東京センター 長期研修課東京センター (長期研修員（留学生）受入業務)	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) 長期研修員受入にかかる諸業務①（来日・離日前の各種手配、就学・生活状況の確認） (2) 長期研修員受入にかかる諸業務②（モニタリング結果を踏まえた対応、関係者間の調整） (3) 長期研修員向け各種プログラムの企画、実施手配、広報発信等 (4) その他（長期研修員に係るイレギュラーな対応含む。必要に応じて国内出張および海外出張あり。）	1	期間の定めあり（2025年8月1日～2026年7月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は、独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
				教育			
19	東京都	ガバナンス・平和構築部 ST1・DX室	国内協力員	情報通信技術	(1) JICAの事業の新しい取り組み・DXの推進業務： ①JICA内の各分野課題担当部門での各種案件におけるイノベティブな取り組みやDXの構想・計画・実行を担う担当等とのコミュニケーション、サポート業務補佐 ②JICA内のイノベティブな活動・DX推進に関する進捗状況・成果教訓の取りまとめ、内外への共有・発信 ③開発途上国のデジタル化の促進のための各種事業（研修事業等）の補佐 (2) その他、JICAガバナンス・平和構築部ST1・DX室が指示する関連業務	1	期間の定めあり（2025年8月1日～2026年7月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は、独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
				多岐にわたる分野			
20	東京都	企画部サステナビリティ推進室 (環境・気候変動)	アソシエイト専門員4号	気候変動対策	(1) サステナビリティ方針（特に、気候変動対策、自然環境保全）推進に向けた情報収集、分析、戦略立案業務 (2) 気候変動対策や生物多様性保全の協力等、事業の形成に係る支援（助言等） (3) 業務を実施する上で必要な情報収集・分析 (4) 国内外の会議やセミナー等における発信・広報、それに必要な準備（国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）等） (5) 上記の業務を通じた事業戦略へのフィードバック	1	期間の定めあり（2025年8月1日～2026年7月31日まで） 上記は初回の契約期間です。契約は、独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。

番号	勤務地	部署名・課名	雇用形態・格付	分野	業務概要	募集人数	最長契約期間
21	東京都	ガバナンス・平和構築部 ジェンダー平等・貧困削減推進室 (ジェンダーと開発)	アソシエイト専門員5号	ジェンダーと開発	(1) 様々な分野課題の案件におけるジェンダー分析、ジェンダー視点の取組の検討における支援、助言 (2) ジェンダー主流化を推進するための調査・分析、知見とりまとめ、ツール等の作成 (3) 同課題別事業戦略に関する知見の共有・発信に向けた業務及び同戦略の改訂に関する補佐業務 (4) 国際社会、国際機関、日本政府等の動向に関する情報収集、分析、発信 (5) JICA 内外向け研修・セミナーに関する企画・助言・実施 (6) 案件の形成・モニタリング・評価・フィードバック・フォローアップへの助言／参画 (7) 上記の業務を通じた事業戦略へのフィードバック	1	期間の定めあり (2025年8月1日～2026年7月31日まで) 本契約は更新されることはありません。
22	東京都	ガバナンス・平和構築部ST1・DX室 (サイバーセキュリティ)	アソシエイト専門員4号	情報通信技術	(1) サイバーセキュリティクラスター運営支援、同戦略文書の更新、モニタリング・評価 (2) サイバーセキュリティクラスターを構成する事業の案件形成、実施監理の実施 (調査団への参加を含む) (3) サイバーセキュリティの動向整理・分析及びJICA事業への還元、援助潮流の把握と国際場裏での発信 (4) サイバーセキュリティ支援に関するコミュニティ形成	1	期間の定めあり (2025年8月1日～2026年7月31日まで) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年 (更新回数1回) を上限とします。
23	東京都	経済開発部農業・農村開発第一グループ第三チーム (市場志向型農業振興 (SHEP))	アソシエイト専門員5号	農業開発／農村開発	(1) SHEPアプローチ関連事業の計画立案・運営管理における技術面でのインプット、およびプロジェクトに対する技術的指導を通じたクラスター戦略へのフィードバック (2) 課題別研修・国別研修の実施運営管理を通じた事業展開強化に関する業務 (3) SHEPアプローチに関する開発パートナーのSHEP広域化等にかかる連携促進に関する業務 (4) SHEPアプローチに関する各種情報の収集・整理・分析を通じたナレッジ蓄積・創出に関する業務 (5) SHEP国際ワークショップ等の国際会議、セミナー、イベント等における情報発信、事業強化に向けたネットワーク形成・維持・拡大に関する業務	1	期間の定めあり (2025年8月1日～2026年7月31日まで) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年 (更新回数1回) を上限とします。
24	東京都	社会基盤部都市・地域開発グループ第三チーム (復興支援)	アソシエイト専門員5号	都市開発・地域開発	ウクライナを含む紛争からの復興を必要とする国等における都市やインフラの復旧・復興にかかる案件担当として、次の業務を行う。 (1) 案件形成および案件管理 (国内外の出差、先方政府との協議及び調整、予算管理、機材調達にかかる調整を含む) (2) 関連情報の収集・分析、知見の蓄積 (3) 国内外の関連会議への参加 (対面又はオンライン) (4) JICA内外の関係者との調整・連携 (日本政府、相手国政府、他の開発機関、JICAが発注する業務の受注コンサルタント、民間企業等との調整・連携を含む) (5) 相手国政府関係者の日本招へいプログラムの実施にかかる連絡・調整 (6) 担当業務にかかる広報、メディア対応、対内・対外発信支援	1	期間の定めあり (2025年8月1日～2026年7月31日まで) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年 (更新回数1回) を上限とします。
25	東京都	ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ行政・金融チーム行政 (全世界)	特別嘱託3号	ガバナンス	(1) 行政分野における国際協力の知見の蓄積・発信を行う。 (2) 行政分野に関するネットワークの維持、拡大を行う。 (3) 行政分野及び消防分野支援の実施促進を行う。 (4) 行政分野に係る支援方針の方向性が検討される。 (5) 専門員業務が円滑に実施される様に派遣先案件に必要な知見の蓄積など赴任に向けて準備する	1	期間の定めあり (2025年8月1日～2026年7月31日まで) 本契約は更新されることはありません。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年まで)
26	東京都	ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ行政・金融チーム (公共財政管理、債務管理)	特別嘱託3号	経済政策 ガバナンス	(1) 公共財政管理分野 (債務管理を含む) に関する支援戦略構築 ①公共財政管理分野 (債務管理を含む) に関するJICA協力の成果や課題・教訓のレビュー ア) 同分野の世界的な動向・課題に関する情報収集、知見の整理 イ) 同分野案件形成の促進に向けた啓発・知見共有 (JICA内外向け各種能力強化研修の実施補助含む) ウ) 同分野案件形成のための検討・調査 エ) 同分野に係る中長期的な支援方針案 (重点課題・地域、アプローチ、リソース確保等) の検討・作成 オ) 同分野の支援に関する新たな関係機関及び人的リソースとの協力関係の構築 (ドナー連携含む) (2) 公共財政管理分野 (債務管理を含む) に関する支援案件の実施・管理 ①公共財政管理分野 (債務管理を含む) に関する技術協力案件の活動計画・予算計画の策定・実施管理、専門家派遣や本邦研修に係る調整・実施管理、準備調査の立上げ・実施管理 ②同分野に関する各種研修事業 (留学生プログラム、課題別研修を含む) の活動計画・予算計画の策定・実施管理	1	期間の定めあり (2025年8月1日～2026年7月31日まで) 本契約は更新されることはありません。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年まで)
27	東京都	経済開発部民間セクター開発グループ第二チーム イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム構築支援 (NINJA)	特別嘱託4号	民間セクター開発 多岐にわたる分野	(1) 企業競争力強化及び起業家支援に関する国内外動向に関する情報収集・分析 (2) 国際機関、他ドナー、民間企業等との連携に関する調整 (3) 企業競争力強化及び起業家支援分野に係る案件の計画・立案・評価・監理及びそのための調査団への同行 (4) 企業競争力強化及び起業家支援に関するナレッジの蓄積、対外発信及びナレッジ・マネジメント・ネットワーク運営補佐 (5) 国内外の関連会議における情報収集及びネットワークキング	1	期間の定めあり (2025年8月1日～2026年7月31日まで) 本契約は更新されることはありません。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年まで)
28	東京都	経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム (持続可能な畜産振興)	ジュニア専門員	農業開発／農村開発 援助アプローチ／戦略／手法	(1) 畜産・家畜衛生分野に係る情報収集、分析 (2) 畜産・家畜衛生分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理 (含: 課題別研修) (3) 畜産・家畜衛生分野に係る関連大学、研究機関、民間企業との連携促進	1	期間の定めあり (2025年8月1日～2026年7月31日まで) 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月 (更新回数1回) を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで)
29	東京都	経済開発部民間セクターグループ第三チーム (アジア投資促進・産業振興: 東南アジア)	ジュニア専門員	民間セクター開発	(1) 民間セクター開発分野 (アジア投資促進・産業振興) に係る情報収集、分析 (2) 民間セクター開発分野 (アジア投資促進・産業振興) に係る協力案件の計画策定及び実施管理 (含: 課題別研修) (3) 民間セクター開発分野 (アジア投資促進・産業振興) に係る関連大学、研究機関、民間企業との連携促進	1	期間の定めあり (2025年8月1日～2026年7月31日まで) 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月 (更新回数1回) を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで)
30	東京都	社会基盤部都市・地域開発グループ第二チーム (都市開発・まちづくり)	ジュニア専門員	都市開発・地域開発	(1) 都市開発分野及び関連プロジェクトの情報収集、分析、形成、実施、評価 (2) 都市開発分野関連のセミナーなどの開催支援 (3) 都市・地域開発分野の事業に係る詳細計画策定調査、管理 (含む予算) (4) 定例会議、国別研修、招へい事業等の企画・実施 (5) ナレッジの対外発信、ネットワーク形成	1	期間の定めあり (2025年8月1日～2026年7月31日まで) 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月 (更新回数1回) を上限とします。 ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。 (その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで)